

業務連絡

2022年3月9日
J R 東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No. 19

2022年3月7日、新大阪日之出会議室において「申」第21号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「東海労組合員を、直ちに出向会社エムティから出向解除することを求める」
緊急申し入れ

1月25日、エムティ警備保障(株)に出向に行かされている東海労組合員に、出向先のエムティ副社長から「Nさん(当該組合員)の出向を解除したい。J R 東海に出向解除を申し出る。」との話がされた。しかし、その後、当該組合員に対し、エムティからもJ R 東海からも何の連絡も無いので、当該組合員から「どうなっているのか?」、両方(エムティ、J R 東海)に問い合わせたところ、「協議中」との回答であった。

そして、それ以降今日まで何の連絡もされていない。いうまでもなく、当該組合員は、エムティへの出向に同意していないにもかかわらず、J R 東海が強引に出向に行かせたものである。そして、出向先のエムティは、当該組合員が就業規則の閲覧を求めても応じず、「エムティの就業規則は、まだ十分でないのでJ R 東海の就業規則に準じる」(1/31 エムティ副社長)との話をしている。そして、そのような出向先であるエムティが、当該組合員に対し「出向を解除して、J R 東海に帰ってもらう」ことを明らかにしている。

したがって、以上の状況にふまえ、以下の申し入れをするので、早急に対処すると共に、団体交渉を開催し経過を明らかにすること。

記

1. 当該組合員のエムティへの出向を直ちに解除し、大阪第一運輸所に戻すこと。

【会社回答】

そのような考えはない。

2. 就業規則が十分でなく、閲覧させることができないような会社(エムティ)に、強引に出向に行かせた、J R 東海の実責任を明確にすること。

【会社回答】

質問の主旨が判然としないが、社員の出向先については出向先会社からの受け入れ条件等を勘案した上で会社が責任をもって決定しているものである。

3. 本人の同意なき強制出向は、直ちに止めること。

【会社回答】

人事異動については、業務上の必要性に基づき、本人の適性・能力・希望等を勘案して決定する。

以 上

【申し入れ回答前のやり取り】

関西支社人事課富岡課長代理は本社に嘘を報告！？

2月18日に本社窓口から東海労本部へ連絡がありその内容は、『関西支社担当者（富岡課長代理）が言ったことには「1月18日にNさん（組合員）に対して、出向取消しの事実はない趣旨の話を伝えた」と本社に報告している。

そのことについて・・・

（組合）1月18日にそのような事実はない。17日から出向に行って、18日から研修に入っている。

（会社）そうですね。私も見たけど1月18日ではないですね。そこは本社に確認してみます。

【若干のやり取り】

「社員の出向先については、出向先会社からの受け入れ条件等を勘案した上で会社が責任をもって決定！？」何が受け入れ条件等を勘案だ！不利益な労働条件の会社にN組合員を強引に出向させたことは、N組合員とエムティー副社長の会話からも明らかだ！！

(組合) 3項目目の会社回答で、「判然としないが」とあるが何が判然としないのか。

(会社) 就業規則が十分でなく、閲覧させることができないような会社（エムティー）に・・・全体的によくわからないということだ。

(組合) 《1月31日にN組合員とエムティー副社長とのやり取りを読み上げる》

エムティー副社長・・・「何が違うかという逆のうち就業規則は足らん、東海さんの就業規則の方が多いです。特によくつめたこと何やけど休暇はJR東海さんの方が多し有給扱いも多い。私どもエムティーの方は恥ずかしながら全部無給になる。だからN（組合員）さんとか来られるときに不利益を被るよ、うちの方に合わせるとだから休暇に関してはJR東海さんの基準にしますよとしたんです。そういった所で逆に就労条件通知で東海さんからこっだけ決めなアカンのですわといっぱい貰って終業時間とか細かく書いて下さいと言われた。だから多分東海さんの方にした方が良いのかなとのことで東海さん基準によると付けたはずですよ。うちの就業規則に従うようになっちゃうと多分大変になってくると東海さんに準じるようにしといたらほぼ全部あてはまる。」

以上のようにエムティー副社長も不利益を被ると言っている。そういう中で今回、N組合員の忌引きの関係で、実際無給扱いされた。

(会社) 大元はJR東海の出向規程に基づいてやられている。出向してもあくまでJR東海の出向規程で基本的には休暇、休日とか休憩時間とか出向先の規程によるとなっている。今回エムティーの方がどういう意図でおっしゃったかわからないが、基本的には出向の規程に基づいてやっている。不利益といえば私傷病なんかについてはJR基準でやりますよと、しかし何を指して言われたのかはわからない。

(組合) それは（就業規則）総体的なものだ。それが不利益だ。

(会社) 会社は規則に違反しているとかではない。

この出向は間違いだった！

(組合) 会社回答では責任をもって行かせたとしているが、今回、忌引き（無給ということ）も含めた労働条件が不利益を被るようなところに強引に出向させたことが間違いだったという認識だ。

(会社) 意見として聞いておきます。